



誰もが楽しく歩けるまちづくり

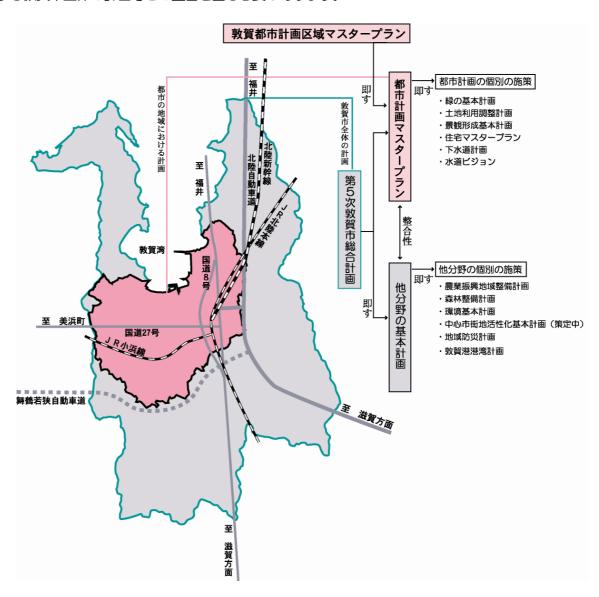
# はじめに

# 計画の位置づけ

敦賀市の総合的な将来計画は、「第5次敦賀市総合計画」です。敦賀市における全ての計画については、この「第5次敦賀市総合計画」に即したものでなければなりません。

このような総合計画を受けて、都市の地域においては都市計画マスタープラン、その他の地域においては、 農業振興地域整備計画等を策定し、各地域における土地利用や各種施設計画等を策定する必要があります。

都市計画マスタープランは、上記の都市の区域における都市づくりの指針を示すものであり、総合計画に即しながら関連する敦賀市全体の計画等との整合を図る必要があります。



## 目標年次

2020年(平成32年)を目標年次とします。

将来目標年次:平成32年 中間目標年次:平成22年

# 全体構想

全体構想とは、都市全体の将来あるべき姿として、敦賀市総合計画に示されている都市づくりの内容に基づき、より具体的なまちづくりの方針を示しています。

# 都市計画の目標

#### 【都市の将来像】

#### 1. 基本理念

敦賀市は、豊かな自然と日本の文化・産業を支えた「港」を中心に歴史を築いてきたまちです。
この「港」が創り出してきた歴史を引き継ぎ、古事記で用いられているように、本市の魅力が各地に「音伝う」、※情報発信機能及び物流拠点機能の向上を図り、今後の国際化、情報化に対応した都市づくりに努めます。
また、住民参加を基本として、豊かな自然環境の保全と環境負荷の低減に努め、活力と希望に満ち、安全で安心して快適に暮らせるまちづくりの推進により、すべての市民が誇りと愛着の持てる敦賀市を創造します。
※「百伝う」…多くの土地を伝い渡るの意味で、古事記における「角鹿」の枚詞。

#### 2. 将来都市像

## 歴史と文化と交流の港まち つるが

- 『歴史』→ 敦賀は、天然の良港として古代から栄え港の歴史が息づいています。市民が港まち敦賀の歴史に誇りをもち、港との関わり合いを大切にしたまちづくりを進めていく必要があります。
- 『文化』→ 中心市街地の賑わいは、敦賀市の発展を示すバロメーターです。港まち敦賀の歴史文化といきいき とした新しい文化が融合し、楽しく歩けるまちづくりを進めていく必要があります。
- 『交流』→ 敦賀駅、敦賀港は人と人との出逢いがあり、市をイメージづける大切な場所です。これから進められる敦賀駅・敦賀港周辺都市拠点の再構築を契機として魅力ある交流の空間の整備を進めていく必要があります。

# 敦賀らしさを活かしたまちづくり

「港」・「中心市街地」・「駅」が、重要なキーワードです。これら3つを包含し、環境負荷の小さい都市づくりを進めていきます。

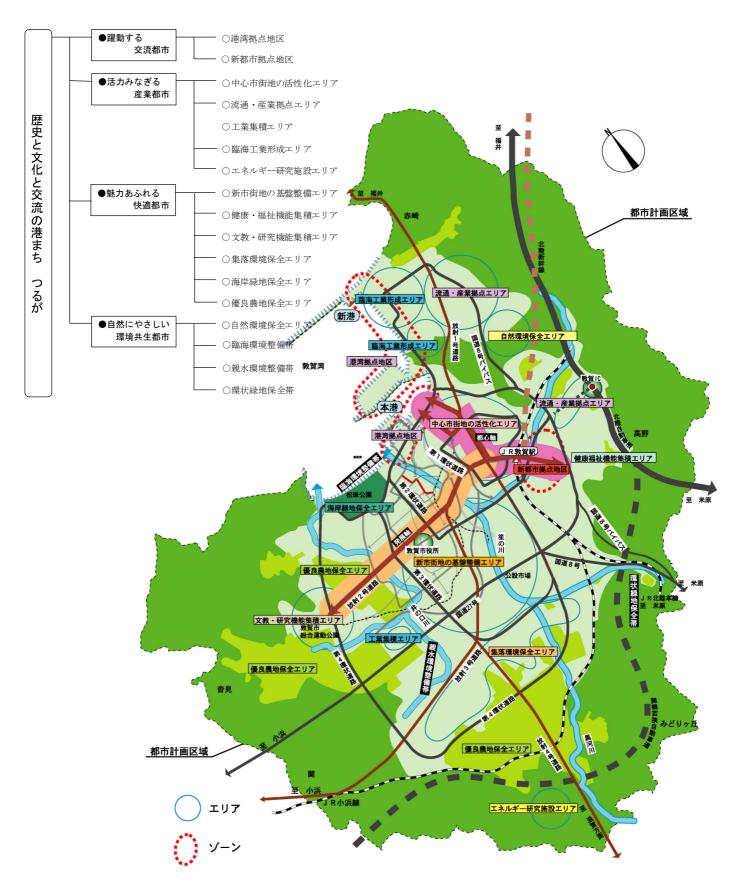
#### 【まちづくりの3つのキーワード】

「港」…敦賀市は港を中心に歴史を築いてきたまちであり、環日本海交流における重要な拠点となっています。

「中心市街地」…敦賀の歴史と文化が密接に集積している地区であり、これからのまちづくりにとっての最重要地区となっています。

「駅」…広域交通と都市内交通との結節点であり、都市(まち)の重要な玄関口となっています。

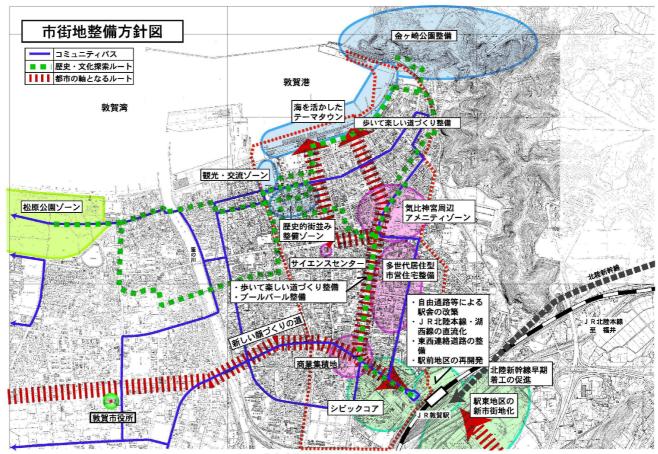
# 将来都市構造



# 市街地整備方針

平成 18年にJR線の直流化に伴い、大都市圏への交通条件が向上した中で、今後、交流人口の拡大によるまちの発展が期待されています。そこで、敦賀市中心市街地活性化基本計画では、港まちとしての特色を活かし交流文化を高めることをテーマとします。

中心市街地の空洞化に歯止めがかからない状況下において、これまでの取り組みの反省や現状分析、そこから導き出された課題を整理し、さらに活性化を促進するため、「これまで築いてきた港まちの歴史・文化を活かした、人が訪れやすい、人が暮らしやすい都市づくり」を基本方針として設定します。



中心市街地活性化区域(178.6ha)

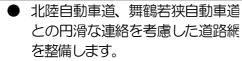
# 公共交通網の方針

本計画における将来都市像「歴史と文化と交流の港まち つるが」を実現するため、公共交通網の果たす役割は大きくなっています。また、高齢社会への対応や、まちづくりによる地域の活性化、環境負荷の小さいコンパクトシティ\*の創造においても重要です。今後、新幹線をはじめとする、JR、バス、高速交通等の公共交通システムの内容を明確化するとともに、これらの早期整備を促進していきます。

※「コンパクトシティ」…都市郊外化・スプロール化を抑制し、市街地のスケールを小さく保ち、歩いてゆける範囲を生活圏と捉え、コミュニティの再生や住みやすいまちづくりを目指そうとする都市づくりの概念。

# 都市づくりの計画

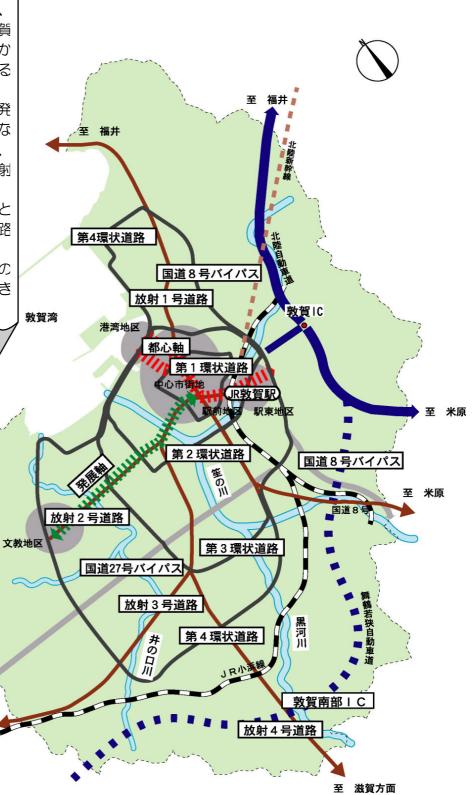
## 1. 道路網の方針



- 交流都市つるがを支援するため、 高速道路 I C、J R 敦賀駅、敦賀 港を連絡する道路及びその路線から市役所前を通り文教地区に至る 道路を強化します。
- 本市の骨格道路として、都市の発展方向にあわせた、それぞれ異なる機能を持つ4つの環状道路と、中心市街地から周辺に延びる放射状道路を整備していきます。
- 美しいまちづくりに寄与するとと もに人にやさしいデザインの道路 整備を促進します。
- 滋賀方面へのアクセス道路機能の 強化等により、地域間の結びつき の強化に努めます。

至 小浜

至 小浜



## 2. 都市景観



#### 都市環境 3.

- ●市街地内を貫流する河川や水路の水質浄化を 目指し、河川の水質浄化施設や排水環境の改善 を図る等、清らかな清流の復活に努めます。
- ●宅地化の拡大、人口密度、投資効果等に配慮し つつ、快適な都市環境を創出するため、公共下 水道整備や集落排水施設の整備等を促進しま す。
- ●優良農地の荒廃を未然に防ぐことにより、農地 のもつ多面的な機能が発揮されるよう維持し ます。また、これは伝統的田園景観の保全の意 義を持っています。

●地下水位並びに水質の保全を図るため総合的 な地下水保全対策を推進します。



# 地域別構想

地域別構想は、全体構想を具体化するとともに、実現に向けた方策として、地域の特性を踏まえた計画を策定し、まちづくりを推進するものです。

# 地域区分

地域の区分は、旧市町村界を基本としており、各地域には古くからのコミュニティが形成されています。

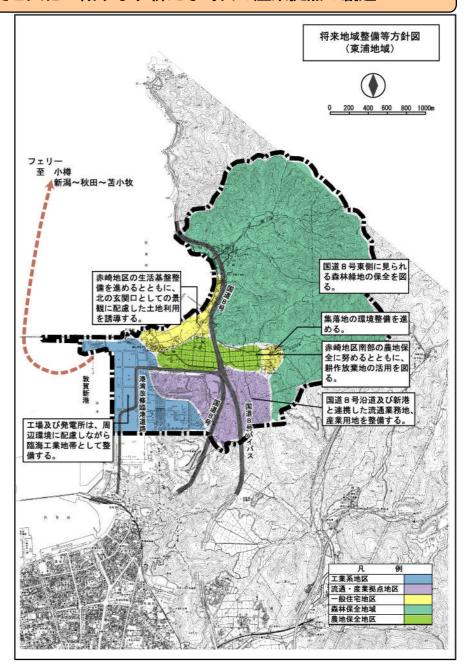


## 東浦地域 自然と歴史と文化が織りなす新たな時代の産業拠点の創造

#### 【地域概要】

本地域は、敦賀市北東部にあり、 近年、敦賀新港の建設により、北海 道をはじめとする海の玄関口とし ての機能が配備され、敦賀市北東部 のゲートゾーンとしての性格が伺 える地域となっています。

また、赤崎海岸海水浴場や鞠山海 遊パークなど市民御レクリエーション空間としての整備が進んでいます。



### 【地域整備方針】

#### ●土地利用の方針

#### 〈都市的土地利用〉

#### 工業系土地利用:

・周辺環境に配慮した臨海工業地

#### 〈非都市的土地利用〉

#### 自然環境保全エリア:

・森林緑地の保全

#### 農地保全エリア:

・赤崎集落南部の農地保全、耕作放棄地の活用

#### 集落地エリア:

・赤崎集落の生活基盤整備、敦賀の北の玄関口として、海浜景観に配慮した土地利用を誘導

### ●環境等整備方針

#### 都市緑地整備の方針

○森林緑地の保全、赤崎地区等の海浜環境を活用

#### 景観形成の方針

○ベイフロントの景観形成、赤崎地区等の海浜景観 の保全

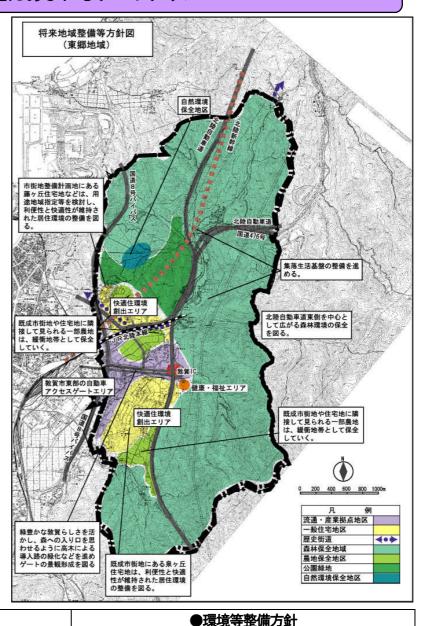
- ○臨海環境を保全、ベイフロント空間を維持
- 〇新港背後地は、臨海工業地として整備
- ○原風景の残る海浜環境を維持保全、環境美化
- ○赤崎集落南部の農地保全
- ○森林地域の保全・育成

### 東郷地域 自然と調和し、魅力あふれるゲートタウン

#### 【地域概要】

市街地東側に位置している本地域は、北陸自動車道が地域の中央を南北に縦貫しており、敦賀 I Cの立地により、高速交通における拠点地域として位置づけられます。

本地域の西側では、泉ヶ丘、藤ヶ丘等の住宅地が整備されています。



#### 【地域整備方針】

#### ●土地利用の方針

#### 〈都市的土地利用〉

#### 住居系土地利用:

・利便性と快適性が維持された居住環境の整備充実

#### 商業系土地利用:

・敦賀インターチェンジ周辺に流通・産業業務用地 を整備

#### 〈非都市的土地利用〉

#### 自然環境保全エリア:

・北陸自動車道東部の森林緑地の保全を図るととも に、歴史街道等の資産を活かした、学習・散策空 間とします。

#### 農地保全エリア:

・農地の保全

#### 集落地エリア:

・山間集落地の生活環境の整備、充実

## 都市緑地整備の方針

○骨格を形成する山裾緑地の保全、農地保全

#### 景観形成の方針

- ○敦賀インターチェンジから敦賀駅、敦賀港へ至る 軸は、都市の顔としての景観形成
- ○木の芽川沿岸の河川空間の整備、アメニティスポットを形成

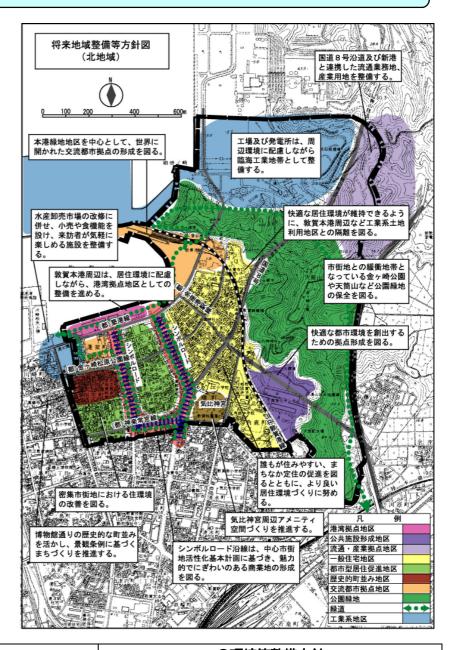
- ○森林環境の保全
- ○優良農地の環境を維持・保全
- ○清流の復活
- ○河川の堤防や河川敷の改修を行い、アメニティ性 と安全性の高い環境づくり、中池見湿地に残る湿 地植物等の環境保全・活用
- ○急傾斜地等危険個所指定区域対策事業の実施

#### 【地域概要】

本地域は、中心市街地の北側にあたり、敦賀本港を中心として古くから海上交通の要衝として栄えた地域です。

本港周辺には、当時の家並みが残る歴史的街並みゾーン赤煉瓦の倉庫等があり、ソフト・ハード両面の観光振興施策が進められています。

また、本港とJR敦賀駅とを結んでいるシンボルロードが整備されており、地域の都心軸としての役割が期待されています。



#### 【地域整備方針】

#### ●土地利用の方針

#### 〈都市的土地利用〉

#### 住居系土地利用:

- ・まちなか定住の促進、市民主体によるルールづく り等を検討、より良い居住環境づくり
- ・工業系土地利用地区との隔離
- ・密集市街地部における住宅環境の改善

#### 工業・業務系土地利用:

・本港周辺は世界に開かれた交流都市拠点の形成

#### 商業系土地利用:

・市民と行政が協働し、魅力的でにぎわいのある商 業地の形成

#### ●環境等整備方針

#### 都市緑地整備の方針

- ○交流都市拠点の形成、緑豊かな都市づくり
- ○防災機能を備えた公園緑地整備
- ○国道8号中央分離帯の緑地公園化、散策路化
- ○気比神宮周辺の商業活性化、ポケットパーク

#### 景観形成の方針

- ○臨海地区の景観整備を促進
- 〇博物館通りの歴史的な町並み、運河や舟溜まり周 辺を観光交流・賑わいの空間として創出
- ○市街地の輪郭を形成する貴重な緑を保全

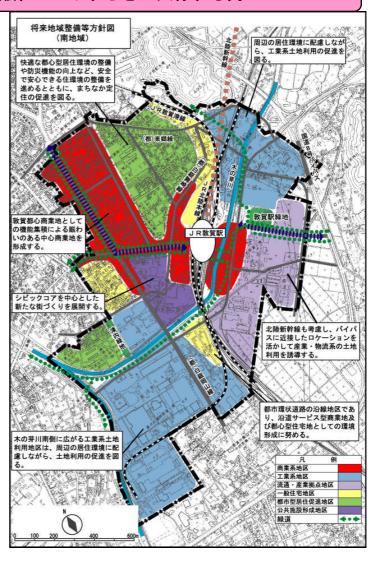
- ○高齢者福祉住宅及び若者回帰促進住宅等の整備
- ○天筒浄化センターを中小に快適な都市環境を創出
- ○密集市街地の空き地や空家の効率的な活用

## 南地域 新しい敦賀をリードする賑わいとやすらぎの共存する街

#### 【地域概要】

本地域は、敦賀市の鉄道の玄関ロ JR敦賀駅を中心とした地域であ り、西側に商業を中心とした市の中 心市街地が広がっています。

また、駅の東側については、今後、 北陸新幹線の開通等を念頭に置い た整備が必要と考えられます。



### 【地域整備方針】

#### 土地利用の方針

#### 〈都市的土地利用〉

#### 住居系土地利用:

- ・まちなか定住の促進、市民主体によるルールづく り等を検討、より良い居住環境づくり
- ・駅西地区は安全で安心のできる住環境の整備

#### 工業系土地利用:

・木の芽川南側工業系土地利用地区は、周辺の居住環境に配慮し土地利用の促進

#### 商業系土地利用:

・既成市街地および駅周辺の商業系土地利用地区は、賑わいのある中心市街地を形成

#### **産業・物流系土地利用**:

・駅周辺地区は、産業・物流系の土地利用に誘導

## ●環境等整備方針

#### 都市緑地整備の方針

- 〇シンボルロード沿線、緑地や河川を緑でネットワ ーク形成
- 〇市街地内に残る農地をうるおいの空間として活用
- ○民有空間の緑化、緑豊かな市街地を形成
- ○敦賀駅背後の緑地整備

#### 景観形成の方針

- ○敦賀駅周辺地区の景観形成
- ○街角スポット的な緑地空間整備
- ○シンボルロード沿線の賑わいのある空間づくり

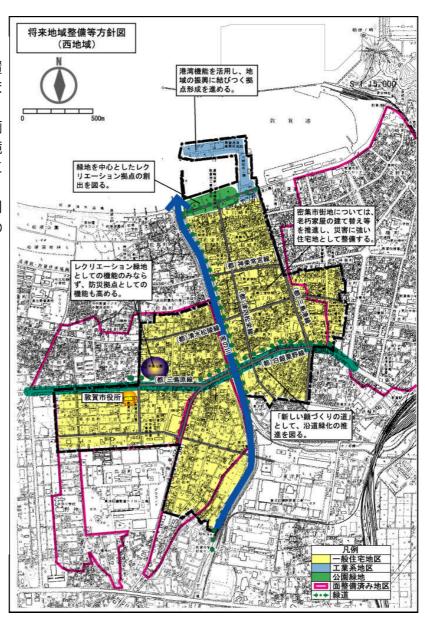
- 〇敦賀駅前は玄関口にふさわしいシンボル街区形成
- ○駅周辺の新たな都市拠点を形成
- ○密集市街地を対象に、駐車場を整備、空き地や空 家の効率的な活用

### 西地域 水辺を活かした多様な交流の活性化と緑で結ぶ快適生活空間の創出

#### 【地域概要】

本地域は、市街地の北部に位置 し、中央には笙の川が流れていま す。

市役所周辺においては、土地区画整理事業等により、良好な居住環境とともに商業業務施設等の立地により賑わいの感じられる地域です。また、その周辺を流れる二夜の川にお多くの鯉が泳ぎ、河川に親しめる空間を創出しています。



#### 【地域整備方針】

#### ●土地利用の方針

#### 〈都市的土地利用〉

#### 住居系土地利用:

- ・まちなか定住の促進、市民主体によるルールづく り、より良い居住環境づくり
- ・緑化推進、河川等とのアクセス・ネットワークの 整備により、快適な生活環境形成

#### 商業系土地利用:

- ・ウォーターフロントの魅力を活かした、賑わいの 創出
- ・「新しい顔づくりの道」として市役所前通りの道 路緑化の推進

#### ●環境等整備方針

#### 都市緑地整備の方針

〇河川・道路の緑化、松島中央公園、津内緑地等の レクリエーション緑地の保全・育成

#### 景観形成の方針

○魅力的な都市景観形成

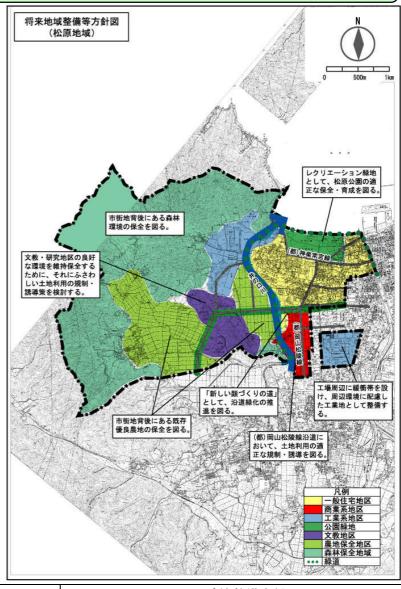
- 〇市街地における防災機能の向上
- ○河川改修を含めた総合的な整備計画を検討
- ○臨海環境の保全・整備
- ○密集市街地における、安心・安全のまちづくり

### 松原地域 緑と田園に囲まれた文化・教育の里づくり

#### 【地域概要】

本地域は、敦賀市の北西部に位置 しており、夏には気比の松原に訪れ る県内外からの海水浴客で賑わっ ています。

また、本地域には、敦賀短期大学 や敦賀気比高校等の教育施設が多 く立地しているほか、総合運動公園 をはじめとした家族連れで遊べる 使節が多く立地しています。



#### 【地域整備方針】

#### ●土地利用の方針

#### 〈都市的土地利用〉

#### 住居系土地利用:

・利便性の高い快適な住宅環境整備、高齢者の居住 に配慮した市営住宅の整備促進

#### 工業系土地利用:

・周辺環境に配慮した工業地整備

#### 商業系土地利用:

・(都)岡山松陵線の沿線の適正な規制・誘導

#### その他:

・文教地区にふさわしい環境づくりを推進

#### 〈非都市的土地利用〉

#### 森林保全エリア:

・地域西部の森林地域の保全

#### 農地保全エリア:

・優良農地の積極的な保全

#### レクリエーション緑地地区:

・松原公園の保全・育成

#### ●環境等整備方針

#### 都市緑地整備の方針

○河川・道路の緑化推進

〇レクリエーション緑地の整備充実

○木崎山の緑地等の保全・育成

#### 景観形成の方針

○井の□川沿川景観の整備

〇文教・研究機能集積エリアふさわしい土地利用の

規制・誘導

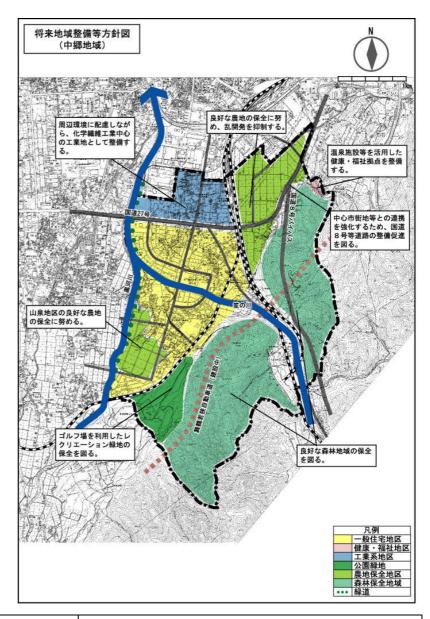
#### 都市環境形成の方針

〇海岸侵食の防止、海洋汚染やゴミ投棄等に配慮し た環境整備

#### 【地域概要】

敦賀市中心市街地の南側に位置する本地域では、新幹線駅の整備とともに駅周辺地区での開発機運が高まりつつあります。

また、本地域の南側には、東西に 豊かな森林が広がり、市街地の進展 に歯止めをかける重要な役割を担っています。



#### 【地域整備方針】

#### ●土地利用の方針

### 〈都市的土地利用〉

### 住居系土地利用:

・快適な住宅環境の整備

#### 商業系土地利用:

・沿道サービス型商業施設の誘導立地、広告規制や 沿道緑化等により、魅力ある商業環境の創出

#### 工業系土地利用:

・工業地としての良好な環境の維持

#### 〈非都市的土地利用〉

#### 自然環境保全エリア:

・地域南東部の森林地域の保全

#### 農地保全エリア:

・山泉地区の農地保全

#### レクリエーション環境保全エリア:

・レクリエーション緑地の保全

#### ●環境等整備方針

#### 都市緑地整備の方針

○笙の川沿川の緑化

〇地域南東に見られる森林地域の保全

#### 景観形成の方針

○河川景観の整備によるうるおいのある景観形成、 西敦賀駅周辺地区の拠点的な景観づくり

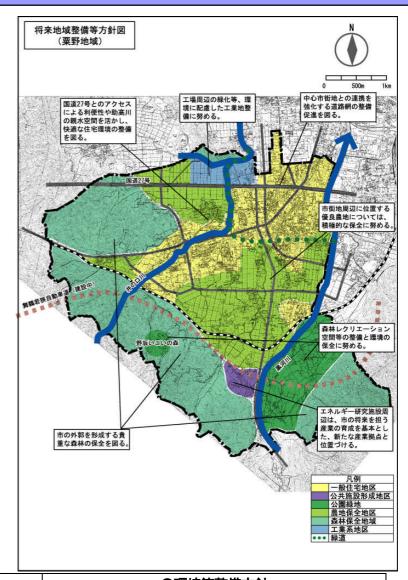
- ○清らかな清流を復活させる対策
- ○敦賀駅の背後地は駅周辺の新たな整備計画との連携
- ○地域南東の森林地域の保全・育成

## 粟野地域 調和のとれた田園都市景観の中で、新しい産業の息吹が感じられるまちづくり

#### 【地域概要】

国道 27号の走る本地域は、敦賀 市の南西に位置し、滋賀方面からの ゲートゾーンとして位置づけられ ています。

背後の山裾では、森林レクリエーション施設が点在し、市民御憩いの空間となっており、また、近年では、緑に囲まれた良好な環境の中で、エネルギー研究施設が立地しています。



#### 【地域整備方針】

#### ●土地利用の方針

#### 〈都市的土地利用〉

#### 住居系土地利用:

・土地利用調整条例の運用による快適住環境整備

#### 商業系土地利用:

・生活に密着した商業施設の適正配置

#### 工業系土地利用:

・工場周辺の緑化等、環境に配慮した工業地整備
〈非都市的土地利用〉

#### エネルギー研究施設エリア:

・将来を担う産業の育成を基本とした新たな拠点

#### 農地保全エリア:

・市街地周辺に位置する優良農地の積極的な保全

#### 自然環境保全エリア:

・地域南東部の森林地域の保全

#### レクリエーション環境保全エリア:

・森林レクリエーション空間等の整備と環境の保全

#### ●環境等整備方針

#### 都市緑地整備の方針

- 〇助高川、井の口川沿川を市民の身近な親水レクリエーション空間として位置づけ、市街地や運動公園とのネットワーク化
- ○身近な公園や広場を整備

#### 景観形成の方針

- ○河川景観整備、粟野駅前の拠点的な景観づくり
- 〇沿道商業地区での広告規制や緑化を推進

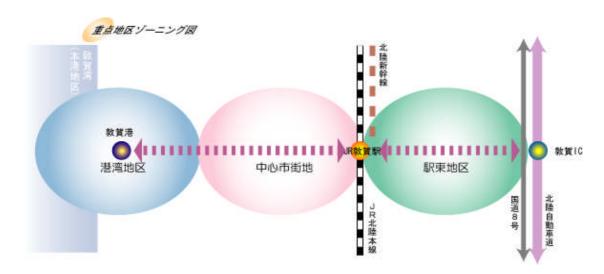
- 〇排水環境の改善など清らかな清流を復活
- ○優良農地環境の保全
- ○地域南東の森林地域の保全・育成
- 〇(仮称)敦賀南部ICの設置にむけたまちづくり

# 重点方策

この重点方策は、都市計画マスタープランにおいて、敦賀のイメージとして大切な地区、または早急に整備が必要とされている地区等について、具体的な整備の内容について示すものです。

### 1. 重点地区の抽出と整備の方針

- ●港湾地区 ・・・・敦賀新港の整備進展とあわせ、本港地区においては港町敦賀の持つ自然、歴史、文化的な 資源とウォーターフロントのロケーションを活かした宿泊施設や飲食施設などの整備を 進め、商業活性化を図ります。
- ●中心市街地・・・・中心市街地活性化基本計画に基づき、敦賀の歴史や文化に根ざした、既成市街地の再整備 や新しい市街地拠点の整備などを進め、活力と魅力ある中心市街地を形成します。
- ●駅周辺地区・・・・敦賀駅前や駅周辺の潜在的用地を再開発事業等の手法を活用して、情報・宿泊などの複合機能の充実を図るとともに、新幹線整備計画の具体化を契機として、駅東地区の新たな都市拠点化を図り、街のシンボル地区を形成します。



# 2. 整備プログラム



## 3. 実現に向けた住民と行政の役割分担

全国的に市民参加の動きが進む中、敦賀市内においても、まちづくりグループ等の市民団体が組織化されつつあります。

今後、住みやすく活力あるあるまちづくりの実現するためには、行政だけでなく、市民、企業が得意とする 分野を、それぞれの役割としてまちづくりに活かすことが求められます。

それぞれが担うべき役割は、次のように整理できます。

市民

- ・土地利用の方針に沿った開発・建築への配慮
- ・沿道緑化、地域緑化等のとりくみ、協定等
- ・まちづくりグループ、ボランティア活動への取り組み



行 政

- ・市民や企業の意見や考えを受け入れ反映させることができる横断的な支援体制の強化
- ・RCNやインターネットの活用によるまちづくり情報の積極的な提供、発信
- ・まちづくりグループ等の支援と活用(まちづくり市民組織づくりに取り組む)
- ・まちづくりシンポジウムの開催



企

- ・企業活動を通じたまちづくりへの取り組み
- ・独自の専門性を活かしたまちづくりへの取り組み

## 4. 都市計画マスタープランの見直しについて

都市計画マスタープランは、都市づくりの方向性や短・中期的に実施すべき施策を示すものですが、本市を 取り巻く社会情勢は刻一刻と変化しており、策定の基礎となっている数値的根拠も時間とともに変化します。 このため本計画は、時代や財政状況に応じて、重点的な投資、継続的な投資など都市投資の配分にも柔軟に 対応し、都市づくりの目標を今後も継承しつつ、計画が硬直化しないよう次のような視点で見直しを行います。

- 1. 都市計画基礎調査に基づき、本計画策定の基礎的条件となる都市データを更新し、その変化に応じて次のステップを見据えたプランの見直しを行います。
- 2. 上位計画の改定に併せ、その内容と十分な調整を図り、全体的な見直しが必要となる場合と、部分見直しで足りる場合を見極めて、柔軟に対応していきます。



# 敦賀市 建設部都市整備課

〒914-8501 福井県敦賀市中央町二丁目1番1号 TEL 0770-21-1111(代表)